

介護保険の保険料

第②号被保険者

40歳～64歳の人

職場の健康保険などの加入者は

●保険料の決めかた

各組合ごとに、算出した計算方法をもとに決まります。

●保険料の納めかた

健康保険などの保険料に介護保険料をあわせた額が、給料から差し引かれています。また、保険料の半分は事業者が負担しています。

※40歳～64歳の健康保険の被扶養者は、被保険者本人の保険料に被扶養者分がもりこまれますので、別途保険料を納める必要はありません。

では、国民健康保険加入者は

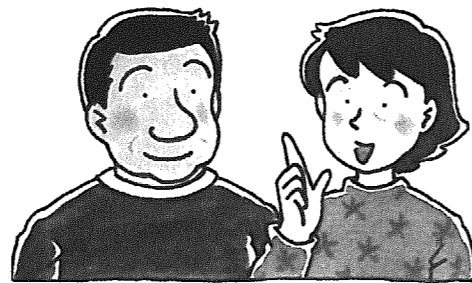
●保険料の決めかた

次の算定方法により、決まりました。

所得割額：所得に応じて計算→0.8%

均等割額：各世帯の該当者数に応じて計算→8,000円

※同じ世帯の第2号被保険者の人以外の所得などは介護分の計算に影響しません。



●保険料の納めかた

各世帯分の国民健康保険料に、40歳～64歳の世帯員の介護保険料分をあわせた額を、世帯主が国保の一括して納めることになります。

まもなく40歳になる人

年度の途中で40歳になる場合は、資格が発生した月から月割で計算した額を納めます。

例) 6月5日が40歳の誕生日→6月から資格発生→6月分から介護保険料を納付

6月1日が40歳の誕生日→5月から資格発生→5月分から介護保険料を納付

まもなく65歳になる人

年度の途中で65歳になる場合は、年度の65歳到達月の前月(1日が誕生日の人は前々月)分までの額を計算して、医療保険の保険料とあわせて納めますが、翌月からは減税となります。

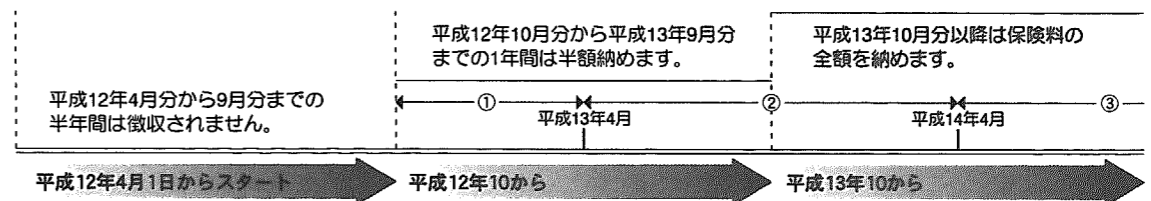
介護保険保険料

65歳以上のみなさんの保険料を軽減します

介護保険制度の円滑な実施のための特別対策

65歳以上の保険料特別措置

介護サービスは、平成12年4月からはじまりましたが、65歳以上の人(第1号被保険者)が納める保険料は、次のような経過措置により段階的な方法で納付することになりました



○保険料の算定(1人あたり月額) ※岩室村の基準額は、3,042円です

保険料月額(段階)	平成12年度中		
	① 平成12年10月から平成13年3月までに納める保険料	② 平成13年4月から平成14年3月までに納める保険料	③ 平成14年4月から平成15年3月までに納める保険料(全額)
第1段階基準額 × 0.5(月額)	4,600円	13,700円	18,300円
第2段階基準額 × 0.75(月額)	6,900円	20,600円	27,400円
第3段階基準額 × 1(月額)	9,100円	27,400円	36,500円
第4段階基準額 × 1.25(月額)	11,400円	34,200円	45,600円
第5段階基準額 × 1.5(月額)	13,700円	41,100円	54,800円

- ㉞ 他の市町村へ引越する場合の保険料は、どうなりますか？
- ㉞ 年額計算から月割り計算にかわり、市町村の窓口での個別納付となります。他の市町村から転入したときや本人が亡くなったときも同様です。
- ㉞ 保険料を滞納したらどうなるの？
- ㉞ 特別な理由もなく保険料を滞納している人には、次のような滞納措置がとられます。
利用している介護サービスの費用をいったん全額支払わなければならない場合があります。介護サービスを利用することになったとき、納めていない期間に応じて給付の割合が9割から7割に引き下げられたり、高額介護サービス費の支給をうけられない場合があります。